

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office
久納公認会計士事務所

電子帳簿保存法の改正

電子帳簿保存法（以下、「電帳法」と略します）が改正され、来年（令和4年）1月1日より施行になります。電帳法改正に関し、最近お問い合わせをいただくことが増えています。今回の FAX ニュースでは、施行間近となった電帳法と改正の内容を確認していきます。

改正のポイントは、電子帳簿の保存条件の緩和と電子取引に関する義務化の2点になります。スキャナ保存の条件緩和により、ペーパーレス化が進めやすくなる一方で、電子取引に関しては、義務化される部分もあるため注意が必要です。

電子帳簿保存法は、正式には「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」といいます。内容は、各税法において紙での保存が義務付けられている帳簿書類について、一定の条件を満たした上で電子データでの保存を可能すること、及び電子的に授受した取引情報の電子的な保存義務等を定めた法律になります。

電帳法上、保存形態は、①電子帳簿等保存、②スキャナ保存、③電子取引保存の3つに区分されています。以下では、それぞれの区分の説明と主な改正点について説明します。なお、改正は令和4年1月1日以降に適用されます。

1) 電子帳簿等保存(電子データ保存)

電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存する形態です。（別紙①の電子帳簿等保存の項目参照）

①国税関係帳簿・・・仕訳帳、総勘定元帳、その他帳簿や補助簿

②国税関係書類・・・決算関係書類 貸借対照表、損益計算書、棚卸表等

③取引関係書類・・・自己が作成する書類の写し等 見積書や契約書、請求書、領収書
※相手方から受領した書類等は、スキャナ保存になります。

電子データ保存が認められるためには、記録が本物であることが確認できる「真実性の確保」と、誰でも見られる「可視性の確保」という2つの条件を満たすことが必要になります。

電子データ保存に関する主な改正点は、以下の通りです。

- ① 事前承認の廃止・・・事前に所轄税務署長の承認が必要だったのが不要になります。
- ② 優遇措置・・・優良電子帳簿の特典として、過少申告加算が5%軽減されます。
(仮装隠ぺい行為による重加算税は対象外)

2) スキャナ保存

紙で受領・作成した書類を画像データで保存する形態です。（別紙①のスキャナ保存の項目参照）

取引関係書類は、①紙で受領した契約書、請求書、領収書、納品書等の重要書類（資金や物の流れに直結・連動する書類）、②見積書や注文書等の一般書類（資金や物の流れに直結・連動しない書類）の2つに区分されます。

注意点として、後で説明するメールで受信した請求書等の電子取引に該当する文書は、それを印刷し、印刷した書面をスキャナ保存することは出来ません。

スキャナ保存に関する主な改正点は、以下の通りです。

① 事前承認の廃止・・・前記の電子データ保存①と同様になります。

② データ保存の条件緩和

i) 書類の受領後に付与しないといけないタイムスタンプの付与期間（一定期間内）が3日以内から大きく延長（最長で2カ月と概ね7営業日以内）され、受領者等の自署が不要になりました。さらに、データの訂正又は削除の事実及び内容を確認できるシステム

（訂正削除ができないシステムを含む）にデータを保存した場合には、タイムスタンプの付与自体が不要になります。

ii) 適正事務処理として、相互けん制、定期的な検査、再発防止の社内規定に基づいて事務処理を行うこと条件が廃止されます。

③ 罰則規定・・・スキャナ保存が行われた記録に関して、仮装隠ぺい行為があった場合には、重加算税が10%加重されます。

④ 紙原本の廃棄・・・スキャナで読み込んだ書類について、折れ曲がり等の確認を行った後に紙原本を廃棄できます。ただし、注意点として、入力期間を経過している場合や備え付けのプリンタの最大出力より大きい書類を読み取った場合等には紙原本を保存する必要があります。

3) 電子取引保存

電子的に授受した取引情報をデータで保存する形態です。（別紙①の電子取引保存の項目参照）

電子取引のデータを印刷し、書面で保存・スキャナで保存することは、特例で認められておりましたが、今回の改正から不可となり、電子取引データはそのまま保存することが義務となります。

電子取引とは、メール、WEBでの書類発行、FAX、EDI取引が該当します。これらの取引は、送信側、受信側ともに保存義務があります。電

子取引保存は、授受したデータをそのまま保存することで、取引情報のみをシステムに入力している等の保存は、電子取引保存とはみなされませんので、ご注意ください。

電子取引保存に関する主な改正点は、以下の通りです。

① 電子取引データ保存の厳格化・・・申告所得税及び法人税法における電子取引の取引情報に係る電子記録の出力書面等の保存を持って、その電磁記録の保存に代えることができる措置（書面保存）が廃止されます。（消費税は引き続き出力書面による保存が可能）

② データ保存の条件緩和・・・タイムスタンプの付与期間が、前記のスキャナ保存②iと同様になります。ただし、電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程の作成・運用備付けがされている場合は、タイムスタンプの付与は不要になりますが、規定の作成・運用が絶対条件となります。（別紙②参照）

③ 罰則規定・・・前記のスキャナ保存③と同様になります。

タイムスタンプの付与期間の延長や適正事務処理の条件の廃止により、スキャナ保存がしやすくなり、ペーパーレス化が進んでいくと思われれます。一方で、全ての書類をスキャナ保存できるわけではないため、適用前に改めて会社内の様々な書類が、どの保存方法に該当するか、条件を満たすか検討する必要があります。

そして、電子取引データの書面での出力は、今後不可となること、タイムスタンプを付与しない場合には、規定を作成し運用しないといけないことも注意が必要です。

施行まであと2ヶ月となりましたが、不安な点や疑問がありましたら当事務所の担当者にお問い合わせください。

以上

(別紙①)

		対象となる書類・帳簿	保存方法	内容
国税関係帳簿		仕訳帳 総勘定元帳 その他の帳簿 補助簿等	電子帳簿等保存	自社で作成した国税関係帳簿書類をデータ保存する場合
国税関係書類	決算関係書類	貸借対照表 損益計算書 棚卸表 その他作成された書類		
	取引関係書類	自己が作成する書類	スキヤナ保存	取引先から紙で受領した請求書、領収書や自己で作成した国税関係書類（決算関係書類を除く）をスキヤンして保存する場合
相手方から受領した書類（書面）				
電子取引		見積書 契約書 請求書 領収書	電子取引保存	取引先と契約書等の取引情報をデータでやり取りする場合

(別紙②)

電子取引保存 (義務化)						
取引の例としては、EDI取引、インターネットによる取引、電子メールによる取引 (添付ファイルの場合も含む)、ネット上のサイトを通じて授受する取引等がある						
①真実性の確保 (いずれかを選択し満たせばよい)				②可視性の確保 (全てを満たす必要がある)		
発行者のタイムスタンプの付与				見読可能性の確保	検索機能の確保	関係書類の備付け
有		無				
(1) 発行者のタイムスタンプがあれば、要件を満たす	(2) 受領後、遅滞なく自社でタイムスタンプを付与	(3) データの訂正削除を行った場合に、記録が残るシステムを利用	(4) 訂正削除の防止に関する事務処理規定を作成し、運用、備付けを行う	(1) パソコンやディスプレイを備付け、出力できる状態にしておくこと	(2) 一定の記録項目 (取引年月日、取引金額、取引先) により検索できること	(3) システム関係書類を備え付けること
タイムスタンプの付与を行う法人は (1) と (2) の併用、付与を行わない法人は (1) と (3) もしくは (4) のいずれかを必ず運用する必要がある				(2) は、システムで行わない場合、データのファイル名に記録項目を入力するか、エクセル等を使用し管理する必要がある		

※電子取引保存は、書面での保存が廃止され、データでの保存が義務化されたため、タイムスタンプの付与、訂正削除の記録が残るシステム、事務処理規定の作成のいずれかでの運用が必須になります。